

# 漁業の免許内容等の事前決定

令和元年10月25日

# 目 次

## 奄美大島海区

### 区画漁業

1 魚類養殖業	.....	1
2 もずく養殖業	.....	5

奄美大島海区

区画漁業

1 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						別紙-1	いけす (8メートル× 8メートル) の数の最 高限度	
大特区 魚 第35号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	別紙-1	68台	大島 郡瀬 戸内 町

別紙－１ （人工種苗 大特区魚第35号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。  
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	
大 特 区 魚 第36号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域  点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙-2	83台	大島 郡瀬 戸内 町

別紙－２ （天然種苗 大特区魚第36号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。  
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（5,298㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

2 もずく養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第23号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡宇検村阿室小サイギヨ浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 15' 33" E 129° 12' 08" 点イ N 28° 15' 35" E 129° 12' 10" 点ウ N 28° 15' 43" E 129° 12' 02" 点エ N 28° 15' 42" E 129° 12' 00"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡宇検村
大特区も第24号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡宇検村阿室サイギヨ浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 15' 45" E 129° 11' 54" 点イ N 28° 15' 47" E 129° 11' 53.5" 点ウ N 28° 15' 46" E 129° 11' 43.5" 点エ N 28° 15' 43.5" E 129° 11' 44"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡宇検村
大特区も第25号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡宇検村屋鈍浜南地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 15' 46" E 129° 11' 23" 点イ N 28° 15' 48" E 129° 11' 23" 点ウ N 28° 15' 48" E 129° 11' 16" 点エ N 28° 15' 46" E 129° 11' 16"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡宇検村
大特区も第26号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡宇検村屋鈍浜北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 15' 52" E 129° 11' 02" 点イ N 28° 15' 53" E 129° 11' 04.5" 点ウ N 28° 15' 57" E 129° 11' 02.5" 点エ N 28° 15' 56" E 129° 11' 00"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡宇検村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第27号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡宇検村枝手久島サキドン浜地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 17' 02" E 129° 12' 08.5"</p> <p>点イ N 28° 17' 04" E 129° 12' 09.5"</p> <p>点ウ N 28° 17' 07" E 129° 12' 03"</p> <p>点エ N 28° 17' 05.5" E 129° 12' 02"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡宇検村